四　履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であって、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。

五　履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であって、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、同項に定める場合に該当することとなった日における当該種別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等）

第十六条　令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。

２　［略］

３　令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、保険会社、外国保険会社等又は引受社員とする。

（履行保証金保全契約の全部の解除）

第十七条　資金移動業者は、履行保証金保全契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十二号により作成した履行保証金保全契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等）

第十六条　令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。

２　［同上］

３　令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、保険会社、外国保険会社等又は引受社員とする。

（履行保証金保全契約の解除）

第十七条　履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一　基準日における要供託額が、その直前の基準日における履行保証金の額と法第四十四条に規定する保全金額の合計額を下回る場合　当該保全金額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る履行保証金保全契約

二　資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合　当該履行保証金保全契約の全部

三　資金移動業の全部を廃止しようとする場合であって、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合　当該履行保証金保全契約の全部

四　資金移動業者が履行保証金信託契約を締結し、金融庁長官の承認を受けた場合において、当該承認の日の次の当該資金移動業者の営業日における要履行保証額以上の額の信託財産を信託したとき　当該履行保証金保全契約の全部

２　資金移動業者は、前項の承認を受けようとするときは、別紙様式第十二号により作成した履行保証金保全契約解除承認申請書に、第三十三条第一項第四号から第七号までに掲げる帳簿書類（前項の事実を証するものに限る。）の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

３　金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第十三号により作成した履行保証金保全契約解除承認書により資金移動業者に通知するものとする。

４　資金移動業者は、第一項の承認を受けて履行保証金保全契約の全部又は一部を解除したときは、別紙様式第十四号により作成した履行保証金保全契約解除届出書に、当該解除後の契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。